

青森市総合体育館ネーミングライツ・スポンサー募集要項

1 目的

市では、青森市総合体育館（令和6年7月1日供用開始）への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を通じて、施設の良い環境を安定的に提供するとともに、地域の活性化に資するため、ネーミングライツ・スポンサーを募集します。

2 施設名及び施設概要

施設名	青森市総合体育館
所在地	青森県青森市大字浦町字橋本ほか（青い森セントラルパーク）
施設概要	別紙「青森市総合体育館ネーミングライツ仕様書 1 対象施設」のとおり

※施設概要は上記のほか、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.aomori.aomori.jp> 「青森市アリーナプロジェクト」

3 募集条件

項目	内容	備考
希望するネーミングライツ料	年額 1,000 万円以上	初年度は施設供用開始（令和6年7月）以降の9ヵ月分とする
契約期間	令和6年4月1日から5年間以上	年間単位での提案とし、最長15年間とする
愛称使用開始日	令和6年4月1日	開業準備期間（令和6年4月～6月）から使用可能とする

※ 上表の希望するネーミングライツ料（年額）は、消費税及び地方消費税を含みます。契約初年度は、年額のネーミングライツ料に12分の9を乗じた額（千円未満は切り上げ）とします。

4 愛称

青森市総合体育館の愛称に企業名又は商品名、ブランド名などを付けることができます。ただし、企業名や商品名のみでの表示は不可とします。

(1) 愛称に係る条件

- ① 愛称には「アリーナ（片仮名）」を含めたものを希望します（〇〇アリーナなど）。
- ② 利用者に親しまれ、呼びやすい愛称としてください。
- ③ 公の施設としてふさわしく、施設の設定目的やイメージと整合がとれる愛称としてください。
- ④ 市民に誤解を与えることのない愛称としてください。

- ⑤ 愛称に都道府県及び本市以外の市区町村名を使用しないことを基本とします。
- ⑥ 青森市広告取扱要綱に規定する制限を基本とします。
- ⑦ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。
- ⑧ 青森市総合体育館の愛称となるため、条例に定める施設名称の改正は行いません。
- ⑨ その他愛称として設定することが適当でないと認められるものは対象としません。

(参考) 青森市広告取扱要綱 抜粋

<p>(広告掲載の制限)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。</p> <p>(1) 公用財産等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの</p> <p>(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの</p> <p>(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの</p> <p>(5) その他公用財産等に掲載する広告として妥当でないと認めるもの</p>

(2) 愛称表示可能場所

愛称の表示可能場所は、別紙「青森市総合体育館ネーミングライツ仕様書 2 愛称表示可能場所、サイズ、規格等」のほか、市及び指定管理者のホームページ、印刷物等とします。

※その他の設置場所については、市及び指定管理者との協議を踏まえ決定します。

(3) 愛称表示に係る費用負担

愛称看板のデザインや製作、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・スポンサーが負担するものとします。

<愛称表示に係る費用負担区分>

区分	市 (指定管理者を含む)	ネーミングライツ・スポンサー
愛称看板等のデザイン料 ※1		○
愛称看板の製作、設置、改修、撤去及び原状回復費用 ※2		○
市及び指定管理者ホームページへの表示 市及び指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物 ※3	○	

※1 看板のデザインについては、市と協議した上で、決定するものとします。

※2 屋外壁面への愛称看板の設置や撤去等に係る工程等については、市及び指定管理者と協議するものとします。

※3 ネーミングライツ契約締結後、新たに製作するものに限りです。

(4) 愛称使用開始日

契約期間開始日の令和6年4月1日からとします(施設供用開始は令和6年7月1日)。

(5) 愛称の普及

ネーミングライツ・スポンサーとして正式決定後は、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表し、広く愛称の普及、定着に努めます。(愛称が定着するまで条例上の名称を併記する場合があります。)

なお、市が必要があると認める場合は、愛称使用開始日の前にマスコミ対応を含む広報、広告活動等を行うことができるものとします。

5 看板の設置にかかる条件

- ① 看板の設置に当たっては、青森市屋外広告物条例や青森市屋外広告物条例施行規則等の関係法令、条例、基準等を順守すること。
- ② 施設の構造等に配慮した上で、デザイン案の段階で市との事前に協議を行うこと。
- ③ 原状回復ができるような看板を設置すること。
- ④ 大きさに関しては、青森市屋外広告物条例施行規則 別表第三における面積以下とすること。

6 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の各号に該当するものは除きます。

- ① 法令に違反しているもの
- ② 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納しているもの
- ③ 市から指名停止を受けている期間中のもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- ⑥ 青森市広告取扱要綱第3条に規定する制限業種及び事業者
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと市が認めるもの

7 応募手続き

募集から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとします。

日 程	内 容
令和5年10月2日（月）	募集要項等の公表 （応募受付開始）
令和5年10月6日（金） ～令和5年10月13日（金）	募集要項等に関する質問の受付
令和5年10月26日（木）まで	募集要項等に関する質問への回答 （市ホームページで公表）
令和5年11月2日（木）	応募受付締切
令和5年11月（予定）	命名権者選定会議開催（優先交渉者の選定）
令和5年12月（予定）	選定結果の通知
	契約保証金の入金 （契約金額の100分の10以上の金額）
（契約保証金の入金確認後）	契約締結

※選定結果の通知後、2週間程度で契約保証金を入金していただく想定としています。

（1）募集要項等の配布期間及び配布場所

- ① 配布期間 令和5年10月2日（月）から令和5年11月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日除く。）の8時30分から17時まで
- ② 配付場所 青森県青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階
経済部地域スポーツ課 アリーナプロジェクトチーム

※なお、募集要項等は市のホームページからも入手できます。

<https://www.city.aomori.aomori.jp>「青森市アリーナプロジェクト」

（2）申込書等の提出期間及び提出場所

- ① 提出期間 令和5年10月2日（月）から令和5年11月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日除く。）の8時30分から17時まで
- ② 提出場所 青森県青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階
経済部地域スポーツ課 アリーナプロジェクトチーム

③提出書類

提出書類	提出部数		留意事項
	正本	副本 (コピー可)	
<input type="checkbox"/> 青森市総合体育館 ネーミングライツ申込書	1部	1部	【様式 1】
<input type="checkbox"/> 会社概要	1部	12部	パンフレット等の使用も可
<input type="checkbox"/> 決算報告書	1部	12部	貸借対照表、損益計算書(直近3ヵ年分)
<input type="checkbox"/> 法人税、消費税及び地方消費税、 県税、市町村税の各納税証明書	1部	1部	(直近3ヵ年分)
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (商業登記簿謄本など)	1部	1部	原本又は写し(提出日において 発行日より3ヵ月以内のもの)
<input type="checkbox"/> その他市が必要と認める資料	1部	適宜	

④提出方法 持参又は郵送(11月2日(木)必着)

(3) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ① 応募資格のないものが応募したとき
- ② 2つ以上の応募をしたとき
- ③ 公正な競争の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき
- ④ 申込書の金額、氏名若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募若しくは金額を訂正した応募をしたとき
- ⑤ その他応募に関する条件に違反したとき

8 質問の受付期間及び提出方法等

(1) 受付期間

令和5年10月6日(金)から令和5年10月13日(金)17時まで

(2) 提出書類

青森市総合体育館募集要項等に関する質問書【様式 2】

(3) 提出方法

「11 申込先・問合せ先」まで電子メールにて提出すること。

また、電子メールの件名に「質問書」と記載すること。なお、令和5年10月13日(金)18時までには当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに「11 申込先・問合せ先」まで連絡すること。

(4) 回答

質問及び質問に対する回答は、令和5年10月26日(木)までに市ホームページで公表します。

9 選定方法及び審査基準等

(1) 選定方法及び審査基準

市は、公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、「青森市市有施設命名権制度の実施に関する要綱」に基づき、命名権者選定会議において、施設命名権の付与に係る優先交渉者を選定します。

命名権者選定会議では、ネーミングライツ料や契約期間、愛称名など、下表の審査基準に基づき、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうか総合的に審査します。

合計得点が高い順に順位を決定し、第1位の者を優先交渉者として選定します。

ただし、合計得点が総配点の5割未満の場合は、選定の対象外とします。

【審査基準】

審査項目	審査の主な視点	配点
1 応募企業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業への理解及び応募動機 ・地域貢献活動等の取組状況 ・財務状況から見た経営の安定性 ・応募者の経営理念・事業内容 	20点
2 愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすさ ・呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合性 ・市民に誤解を与える恐れがないか 	20点
3 ネーミングライツ料	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者のネーミングライツ料 (年額)}}{\text{応募者のうち最も高いネーミングライツ料 (年額)}}$	50点
4 契約期間	$\text{配点} \times \frac{\text{当該応募者の契約期間 (年)}}{\text{応募者のうち最も長い契約期間 (年)}}$	10点
合 計		100点

※ 合計得点が同点の場合は、審査基準の「3 ネーミングライツ料」の点数が高い者を、それでも同点の場合には「4 契約期間」の点数が高い者を、さらにそれでも同点の場合は、選定会議委員の無記名による投票により、票数の多い者を第1位の者として選定します。

(2) 結果の通知

応募者に対して、文書で通知します。

(3) 契約保証金の入金

市の指示に従い、指定する期日までに契約保証金(契約金額の100分の10以上の金額)の納付又は、契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提出していただきます。納付した契約保証金は、契約履行後に返還します。

ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(4) 契約の締結

ネーミングライツの付与に係る優先交渉者の選定後は、市と契約に関する詳細を取り決め、契約保証金の入金等を確認できた後、速やかに契約書を交わすものとします。

10 その他

- ① 応募者は、本募集要項、仕様書等の内容を理解したうえで応募してください。
- ② 応募に際して要する経費は、応募者の負担とします。
- ③ 応募者が市に提出した書類は返却しません。

11 申込先・問合せ先

〒030-0801 青森県青森市新町1丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎3階

経済部地域スポーツ課 アリーナプロジェクトチーム

電話：017-718-1879

電子メール：chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp

ホームページ：<http://www.city.aomori.aomori.jp/>